

小型技術刷新衛星研究開発プログラムの新たな宇宙利用サービスの実現に向けた 2024年度軌道上実証に係る共同研究提案要請 質疑応答

1. 技術関連について		
No.	質問	回答
1	オンボード計算機の入力となるセンサについて限定はあるのか？	入力となるセンサについて限定はしていません。
2. 契約書関連について		
No.	質問	回答
1	衛星を提案者側で準備することについて、衛星の開発自体等の一部または全部を外部委託する提案をしても良いか？	企業が自らの役割分担の一部を第三者に委託することは妨げるものではありません。
2	提案期限までに企業内法務部門に共同研究契約書の内容について合意できるか、変更の相談が必要なところは予め整理し、提案書に記載するという理解で良いか？	ご理解の通りです。あらかじめ契約内容について確認し同意を頂くことで、選定後に契約調整が生じない形にさせていただきます。
3	第32条（相互放棄）について、例えば提案者側で用意した衛星がうまく機能しない、運用時点で何かトラブルがあり成果が出ないといった場合も、損害賠償請求されないという理解で正しいか？	ご理解の通りです。第32条第1項に基づき、被った損害を相手方及び相手方の関係者に賠償請求しないこととなります。また、同条第4項では打上げの変更・延期・中止・実施しないことにより相手方に損害があっても責任を負わないこととしており、同条第5項では打上げの成功・正しい軌道に投入されること・正常に運用されることは保証せず仮に損害が生じたとしても責任を負わないとしています。
4	打上げを延期した場合、延長分の管理費用等についての支払いもないという理解か？	ご理解の通りです。契約書の第33条の規定に基づき、打上げが延期・中止した場合は異議を唱えないと記載しており、生じた損害については相手方に請求することも想定していません。
5	契約書の第40条（損害賠償）の中では第32条が優先されると考えるのか？	ご理解の通りです。第32条の冒頭に「第40条の規定に関わらず」と記載しています。他方、第40条は、例えば第33条の第3項4項に掲げる契約違反や不正不当の行為等により契約を解除することになった場合、その解除で被った損害については請求させて頂くことも想定され、そのような場合は第40条の規定が適用されます。
6	契約書の第2条（契約期間）は、いつまでか？	共同研究契約は、複数年度を想定しています。この共同研究自体は軌道上実証を行い、研究成果を取りまとめるまでがスコープとなるので、少なくとも2024年度までは契約期間となることを想定していますが、詳細はご提案を踏まえた実証に必要な期間を考慮して調整させていただくこととなります。
7	万が一、打上延期等発生して契約期間を超える場合、その都度協議の上変更するという理解で良いか？	ご理解の通りです。今後の対応について協議をしたらうえて、必要に応じて共同研究契約書を変更させていただきます。
8	予算上限について、2億円と言うのは全体費用が2億円に収まるかではなく、JAXAからの支払分に関して2億円に収まれば、提案失格にならないという理解で良いか？	ご理解の通りです。但し、当機構からお支払いする部分というのは提案要請の表6①の部分について上限金額が2億円としており、②については別途フォーマットにて支払金額の項目を記載をお願いいたします。この②で当機構からお支払いする金額は2億円の枠外となります。
9	オンボード計算機について、提案者側で用意しても良いという理解だが、その場合の知財は、ソフトウェア部分に関してJAXAに帰属するのか？	基本的には提案者が元々持っていた知財に対する帰属を当機構が主張することはありません。通常のバックグラウンド知財と同じ考え方で、当機構の知的貢献があれば主張する可能性があります。提案要請書図5でお示ししていますソフトウェアプラットフォームのうち、ソフトウェアフレームワーク層につきましては、JAXAの知財領域と考えています。一方で、OS/デバイス層のソフトウェアは、開発企業のハードウェア環境に依存する領域でもありますので、企業側の知財領域と考えています。アプリケーション層につきましては、開発者側の意向を踏まえて知財の帰属を整理したいと考えています。
3. 全般について		
No.	質問	回答
1	選定される時期と契約開始時期は、12月位は選定され、2月位に契約開始するイメージか？	11月4日公募締切後、12月頃までに選定する予定です。その後、当機構との間で共同研究の実施計画を調整、当機構内で実施内容の承認を得たうえで、契約の締結となります。共同研究契約書に合意できたら速やかに契約となりますが、通常1ヶ月2ヶ月は必要になる可能性が高いです。
2	提案要請書の基礎評価の項目は、1つでも×がつくと提案はできないか？	ご理解の通りです。
3	様式1-2の情報提供を行う場合に、今回行う提案はどのように扱われるか？次の刷新衛星の計画に反映・考慮する可能性もあるのか？	今回公募する共同実証は2024年度の軌道上実証を対象としていますが、提案要請書に記載させていただいた通り、本プログラムでは2024年度以降にもタイムリーに実証していくことを考えております。従いまして、様式1-2でご提案いただいた情報につきましては、刷新Pの軌道上実証形態としてどのような実施方法がありうるかの参考情報とさせていただき、場合によっては共同研究等についてご相談させていただくことも考えております。